

内部監査の実施状況について
(令和3年3月8日現在)

高知労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
高知労働基 準監督署 他3署 高知公共職 業安定所 他5所	令和2年11月24 日から12月16日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務に関する事項 ・会計経理事務に関する事項 ・その他 	①電話連絡による休暇取得時に、備考欄へ連絡受時間、取得時間、連受者等が記載漏れになっているケースや休暇請求日の誤りが散見された。(3署所) ②連続して取得すべき夏季休暇を分割取得してしていることが認められた。(3署所) ③再任用職員の年次休暇付与日数に誤りが認められた。(1署所) ④非常勤職員の在宅勤務日に通勤手当を支給していることが認められた。(1署所) ⑤休日(祝日)の4時間勤務を誤って週休日(土日)勤務の振替処理にしているケースが認められた。(1署所) ⑥退庁簿への記載漏れが認められた。(1署所)	①電話連絡による請求時の記載方法等について、所属職員への再度の周知徹底と勤務時間管理員による確認を徹底することとした。 ②計画的な業務計画により、連続した夏季休暇を取得するよう徹底した。 ③適正な事務処理を行うよう指導した。 ④適正な事務処理を行うよう指導した。 ⑤休日(祝日)の4時間勤務は振替ができず超過勤務で処理することを徹底した。 ⑥日々の確実な事務処理を行うよう徹底した。
労働局内各 課室	令和2年12月10 日及び令和3年1 月21日に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務に関する事項 ・会計経理事務に関する事項 ・その他 	①電話連絡による休暇取得時に、備考欄へ連絡受時間、取得時間、連受者等が記載漏れになっているケースや休暇請求日の誤りが散見された。(2課室) ②連続して取得すべき夏季休暇を分割取得してしていることが認められた。(1課室) ③年次休暇の残日数に計算誤りが認められた。(2課室) ④休日(祝日)の4時間勤務を誤って週休日(土日)勤務の振替処理にしているケースが認められた。(1課室) ⑤小切手受払簿の小切手番号等に未記入がある。(1課室)	①電話連絡による請求時の記載方法等について、所属職員への再度の周知徹底と勤務時間管理員による確認を徹底することとした。 ②計画的な業務計画により、連続した夏季休暇を取得するよう徹底した。 ③適正な事務処理を行うよう指導した。 ④休日(祝日)の4時間勤務は振替ができず超過勤務で処理することを徹底した。 ⑤適正な事務処理を行うよう徹底した。